

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
これまでの質疑・意見に対する事業者見解

平成27年 1月16日提出 船橋市

1. 環境影響評価準備書

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
1	全般	委員会資料	(11月21日委員会での質疑・意見) 資料3の中で評価書において修正するという記載があるが、どのように修正するかを資料で示したほうが良い。	(11月21日委員会での回答) ご指摘の拡散パラメータについては、「ごみ処理施設整備マニュアル」に記載のものでありますので、追記いたします。 次回の委員会では、留意しながら資料を作りこんでいきたいと思っております。	添付資料⑥ 準備書の具体的な修正内容について
			(11月21日委員会での回答の追加回答) ご指摘を踏まえ、資料3「前回委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者見解」については、修正点について具体的に記載するようにいたします。 なお、前回までにご説明した修正の具体的な内容については、添付資料に示します。		
2	事業計画	施設規模について	(10月17日委員会での質疑・意見) 今回計画されている施設の焼却能力が、既存施設と比べて小さくなっている理由はなにか。	(10月17日委員会での回答) 一般廃棄物処理基本計画を定めており、その中で一人あたりのごみ量排出量について、過去の排出量を基に将来を推計しています。船橋市では、人口はまだ伸びていますが、市民の協力もあり一人あたりのごみ排出量が減少しているため、ごみ量は減少しています。	添付資料① 船橋市におけるごみ量の推移について
			(10月17日委員会での回答の追加回答) 平成25年度の可燃ごみの発生量は16万7203トン、10年前の平成15年度は18万9749トンであり、2万2546トンの減量となっており、これに伴って焼却処理量が減少しています。これは、市民の環境問題に対する関心の高まりや、各種リサイクル法の施行によるごみの減量、資源化に対する意識が徐々に浸透してきているものと考えています。以上のおり、ごみの量が減少していることを踏まえ、今回計画している施設については、既存施設に比べ小さい施設規模としています。		

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
3	事業計画	施設規模について	<p>(10月17日委員会での質疑・意見) 焼却能力が小さくなるのに伴って、排ガス量も小さくなるのか。 また、建物やその他の設備も、既存施設と比較して小さくなるのか。</p>	<p>(10月17日委員会での回答) 回答は次回とします。</p> <p>(10月17日委員会での回答の追加回答) 処理するごみ量が減少すれば排出ガス量は小さくなるのが一般的ですが、計画施設の計画ごみ質は既存施設の計画ごみ質と比較して発熱量が大きいこと及び準備書に記載の計画施設の排出ガス量は、予測値が過小評価とならないよう、既存施設の処理能力と同程度として複数社から得たメーカーヒアリングのうち最大の排ガス量を用いていることから、既存施設の排ガス量よりも大きな値となっています。 また、建物や設備についても、排出ガス量の設定と同様に複数社から得たメーカーヒアリングのうち最大ものを用いていることから、既存施設よりも大きな値となっています。</p>	添付資料② 既存施設と計画施設の施設規模の対比
4	事業計画	計画ごみ質について	<p>(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) p.2-9、表2-3.3「計画ごみ質」は、どの評価項目に対してどのごみ質を適用するのか。適用するごみ質以外のごみ質はどのような意味を持つのか。</p>	<p>(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) ごみ質は、収集したごみの組成について表すものであり、一般的に低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみの区分で整理されます。 計画ごみ質の適用については、排出ガス量が最大となる高質ごみの値を大気質の予測条件として適用しています。 なお、高質ごみ以外のごみ質は、環境影響評価で予測を行う上では使用していませんが、ごみ処理施設の設備容量の設計などに必要となる基礎データであることから事業計画において記載しています。</p>	
5	事業計画	公害防止に係る計画目標値について	<p>(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) p.2-20、表2-3.9(1) とか p.2-23、表2-3.10 「酸素濃度換算値」はどういう意味を持つのか。</p>	<p>(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 排出ガスを清浄な空気希釈すると濃度が低くなることから、法の規制値では、焼却施設の排ガス中の酸素濃度を12%に統一した値としています。このことから、公害防止に係る計画目標値についても、酸素濃度を12%に換算した場合の値について記載しています。</p>	

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
6	事業計画	余熱利用計画について	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) p. 2-28、表 2-3. 16 発電能力8MWでは、1万時間稼働しても8万MWhにしかならないと思うが、どうして85,000MWh/年になるのか。	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 確認したところ、年間発電電力量は約49,000MWh/年の誤りでした。評価書において正しい値に修正いたします。これに伴い、7-379頁の温室効果ガス等の予測について、予測条件の一般廃棄物処理量に基づく活動量の年間発電電力量は49,160MWh/年となります。表7-2-13.4の合計欄の誤記修正も含め、温室効果ガスの排出量予測結果の合計を59,570t-CO ₂ /年に、温室効果ガスの削減量予測結果のCO ₂ 削減量を19,959t-CO ₂ /年に、廃棄物焼却等施設の稼働による二酸化炭素換算排出量を39,611t-CO ₂ /年に修正します。	添付資料⑥ 準備書の具体的な修正内容について
7	事業計画	廃棄物受入計画について	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) p. 2-28、表 2-3. 17「9時～24時」の受入時間は必要なことなのか。現状もそうなのか。	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 廃棄物の受入時間については現状と同様です。船橋市では、一般持込の受入は9時から16時、家庭ごみ等の収集は夜間収集としていることから、受入時間は9時から24時となっています。	
8	事業計画	工事計画の遮水壁について	(10月17日に寄せられた質疑・意見) 鉛直遮水工にもいろいろなタイプがあるが、どのような工法を用いるか。具体的に決まっているか。	(10月17日委員会での回答) 工法については、施設整備基本計画の策定の際に、メーカー数社にヒアリングを行っており、どのような工法があるか提案を受けている状態です。このうち、どの工法に決めるかについては検討段階であり、事業者募集を行うにあたって、決定したほうがよいか、幅広く事業者からメリット等の説明をもらったうえで競争するほうがよいのか、検討している段階です。	
				(10月17日委員会での回答の追加回答) 鉛直遮水工の工法選定にあたっては、高い遮水性能を確保するために透水性が低く、クラックが生じにくい工法を採用したいと考えます。	
9	事業計画	工事計画の杭工事について	(10月17日に寄せられた質疑・意見) 杭工事の際に隙間からの漏れをなくするためケーシングを行うとのことだが、既に技術的に確立された方法なのか。	(10月17日委員会での回答) 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」の添付資料であるAppendixにおいて、土壌汚染対策法に係る指定区域になった際の措置として記載されている工法であり、これに則って工事を行う計画です。	

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
10	事業計画	工事計画の杭工事について	(10月17日に寄せられた質疑・意見) 海面処分場等での事例はないと思うが、土壌汚染対策法以外も調べ、ゼネコン等から技術提案を受けると、様々な工法が出てくると思う。	(10月17日委員会での回答) ありがとうございます。	
				(10月17日委員会での回答の追加回答) DBO方式での事業となり、今後、事業者募集を行う際には、メーカー等からの技術提案も考慮し、より環境に配慮した工事とします。	
11	事業計画	杭工事について	(10月17日に寄せられた質疑・意見) 準備書に、杭を打つ場合の対策について図などの記載はあるか。	(10月17日委員会での回答) 準備書には図示しておりません。	添付資料③ 下位帯水層への杭工事について
				(10月17日委員会での回答の追加回答) 評価書の作成にあたっては、ご指摘の点を踏まえ、対策についての図を追記いたします。	
12	事業計画	その他	(10月17日に寄せられた質疑・意見) 事業者の選定はいつごろを計画しているか。	(10月17日委員会での回答) 事業者選定のための要求水準書を今年度中に作成し、公告を来年ゴールデンウィーク明けごろに行いたいと考えています。その後、事業者から提出された提案書をもとに、来年12月ごろに絞り込みを行い、最終的な決定は平成27年度末議会に諮る計画です。	
13	事業計画	土地利用計画	(11月21日委員会での質疑・意見) 南側に新しい施設を建設するため、北側の土地が空くが、空地の有効利用についてはどのように考えているか。	(11月21日委員会での回答) 現時点では、有効利用について検討中の段階です。 なお、本日現地調査において御覧いただきましたふなばし三番瀬海浜公園では、潮干狩りの時期に多くの来場者が見込まれるため、当該時期において駐車場として利用することを検討しています。他のシーズンの有効利用については、今後検討を行います。	

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
14	事業計画	事業計画について	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見) 震災時の安全性の確保について、地下構造物による汚染物質への影響の予測、被害を受けた場合の修繕方法について、専門的な知見を別途得る必要があるのではないか。 また、本施設の耐用年数を明確にし、建て替え時期において、地下の汚染物質との関係で、どのように地下構造物の撤去工事を将来安全に行えるのか、次の世代への現世代の責務として、具体的な方法を明確にする必要がある。</p>	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 震災時の安全性の確保については、整備・運営に係る事業者選定を実施する中での提案者へのヒアリング等を通して確認していく予定です。 また、一般的な廃棄物焼却施設の耐用年数は30～35年とされています。建て替え時期における安全な地下構造物の撤去については、現在の法令等では、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づくものが考えられますが、具体的な方法については建て替え時の法規制や技術等にもよると考えられます。</p>	
15	知事の意見及び事業者の見解	工事中の雨水排水について	<p>(10月17日に寄せられた質疑・意見) 周辺の工場からの雨水と共に、雨水管に合流させるように読めるが、昨今の大雨を考えると、既存の雨水管で十分か。</p>	<p>(10月17日委員会での回答) 回答は次回とします。</p> <p>(10月17日委員会での回答の追加回答) 対象事業実施区域周辺の雨水排水管の管径は、対象事業実施区域の周囲でφ600～1,100mm、千葉港への放流箇所ではφ2,000mmとなっており、十分な容量を有しています。なお、先日、関東周辺に記録的な大雨をもたらした台風(台風18号)でも、対象事業実施区域周辺で雨水管から雨水があふれるようなことはありませんでした。 ・降水量 10月6日 139.5mm/日(MAX 35.5mm/時) ※船橋地域気象観測所(アメダス)</p>	

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
16	知事の意見及び事業者の見解	景観について	(10月17日に寄せられた質疑・意見) 最も影響を受ける晴天時のかすみのない日を対象とすべきである。 煙突が見える影響幅については、3kmでは収まらないと思われるが、少なくとも浦安市を追加した点はよい。	(10月17日委員会では未回答) 調査地点の追加選定や現地調査にあたっては、晴天時のかすみの少ないと思われる日に実施するよう留意のうえ調査を行いました。 また、対象事業実施区域周辺は、工場や倉庫等が立地し、北側には東関東自動車道、国道357号の高架道路が通過するため、計画施設が視認できる範囲は対象事業実施区域周辺と海域を挟んだ臨海部の一部の地域となります。これらを踏まえて眺望地点を再調査し、景観に対する影響を広範に捉えるため対象事業実施区域から約4.5km離れた浦安市の護岸近くにある公園を眺望地点に追加し、予測評価を行いました。	
17	大気	水銀について	(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見) 大気汚染では、水銀を対象としていない。これは方法書の時にも指摘したが、2013年に水銀に関する水俣条約が採択され、2016年頃に発効が予定されている。現時点での事業者の水銀対策に関する見解をききたい。	(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 水銀については、廃棄物焼却等施設稼働による大気質として、現地調査結果を7-76頁に、予測結果を7-114頁及び7-118頁に記載しています。 水銀対策については、焼却炉への投入を防ぐことを基本的な考えとしており、事業者募集に係る要求水準書作成においては、水銀を含有する廃棄物のピットへの投入を抑制できるよう内容を検討していく予定です。また、水銀に関する水俣条約の発効に伴う国内の法整備動向に注視し、円滑に対応します。 なお、船橋市においては平成25年度から電池・蛍光灯の分別回収を開始していることから、今後住民への浸透が進むにつれ、水銀を含有する廃棄物の量は減少していくと思われます。	
18	大気	現地調査について	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) p.7-13、表7-2-1.1 気象の調査方法には測定高さも記載(表7-2-1.14と同様に)すること。設置場所、設置方法も記載すること。	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 評価書においては、大気質及び気象現地調査手法の表中に測定高さを記載し、設置場所、設置方法についても追記します。	添付資料⑥ 準備書の具体的な修正内容について

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
19	大気	風速階級別出現頻度について	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) p.7-16、表 7-2-1.7 表の下の「注」が理解困難。表中の風速階級は補正後の風速値に対するものか。また補正法はべき乗則か。	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 建設機械稼働による粉じん等における風力階級別出現頻度の調査結果については、7-13 頁に記載のビューフォート風力階級表と直接比較することができるように配慮し、ビューフォートの風力階級表の風速と同様に地上 10m高さにおける相当風速に補正後の値を示しました。補正法は、7-49 頁に示すべき乗則を用いており、べき指数は 1/3 としています。	
20	大気	排出係数について	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) p.7-49、3～5 行目 「算定根拠に基づき、平成 27 年度の排出係数を設定」とされているが、27 年度という将来の排出係数を決めるには経年変化の推算方法が必要であると同時に、半端な走行速度に対応させる「近似式」を使ったようであるが、それぞれどのような内容か。また、表 7-2-1.26 中の走行速度の値は表 7-2-1.23 の走行速度とどうつながっているのか。	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 「国土技術政策総合研究所資料第 671 号 道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成 22 年度版）」の中間年次における自動車排出係数の算定において、2010 年から 5 年ごとの速度を変数とした排出係数近似式係数が添付資料④のとおり示されており、この近似式に走行速度を代入のうえ算出しました。 また、表 7-2-1.26 の走行速度は、表 7-2-1.23 の旅行速度に係る現地調査結果について、地点毎に調査時期及び調査方向の全てを平均した値としています。	添付資料④ 中間年次の自動車排出係数近似式係数一覧について
21	大気	既存資料調査結果について	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) p.7-78、表 7-2-1.47 市川行徳の風速日平均の最高と最低が同じなのは誤記か。	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 確認したところ、市川行徳駅前測定局の日平均値の最低は、平成 21 年度が 1.0m/秒、平成 22 年度が 1.0m/秒、平成 23 年度が 0.8m/秒、平成 24 年度が 1.1m/秒の誤りでした。評価書において正しい値に修正いたします。	添付資料⑥ 準備書の具体的な修正内容について
22	大気	大気安定度について	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) p.7-89、大気安定度の判定に用いた「地上風速」はどのように得られたもので高さは何m相当か。	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 大気安定度の判定に用いた地上風速は、対象事業実施区域で実施した 1 年間の現地調査結果を用いています。地上高さ約 39mで観測した風向・風速データであり、大気安定度の判定では実測位置（地上高さ約 39m）の高さとしています。	

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考														
23	大気	大気安定度について	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見) 大気安定度の判定に用いる地上風速は、説明によると地上39mの測定値を高さ補正なく用いたということだった。本来は高さ補正を行うべきであろうと考えられる。 それを省くことにより、安定度階級が1段階ほどずれたとしても、本事業の煙源による予測濃度の低さから見て重大な影響はないことは明らかであるが、安定度判定のずれがどの程度の濃度誤差になるかの参考的試算を補足する等の工夫が必要である。</p>	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) ご指摘を踏まえ、判定に用いる地上風速を地上10m相当の風速に補正したうえで大気安定度の出現頻度を算出しましたので、添付資料に示します。 ご指摘のとおり、中立の出現頻度が減少し、不安定及び安定の頻度が増えたことから、長期平均濃度の最大着地濃度について算出のうえ濃度誤差の程度を試算しました。その結果は、添付資料に示すとおりであり、大気安定度を変更したことにより、最大着地濃度が大きな値となる傾向、出現距離が対象事業実施区域に近づく傾向が見られました。 なお、予測結果はすべての項目で環境基準や指針値等を満足しており、評価の結果は変わらないものとなります。</p>	添付資料⑦ 風速の補正に伴う大気安定度の出現頻度と予測結果について														
24	大気	大気安定度について	<p>(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) p.7-90、図7-2-1.24の「秋」「冬」のサンプル数が大きく異なるのはなぜか。</p>	<p>(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 7-90頁に記載している季節は、「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年12月、公害研究対策センター)に記載の区分を参照しており、秋が9月～10月の2ヵ月であるのに対して冬が11月～2月までの4ヵ月となっているためにサンプル数が異なります。</p>															
25	大気	煙突排ガスの予測条件について	<p>(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) p.7-102、4行目「排出ガス量が最大となる高質ごみの排出ガス諸元」を用いたとあるが、有効煙突高さが小さくなる場合の想定をすべきではないか。 また、13行目に「補正式により求めた風速」とあるが、どの高さ相当の風速を求めたのか。また、地上風速とは測定高度39mか。Pの値はここでも1/3か。</p>	<p>(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) ご指摘のとおり、有効煙突高が小さくなり近くに着地する低質ごみの排出ガス諸元を用いる考え方もありますが、今回の予測では、対象事業実施区域周辺が工業専用地域となっていて住居等は国道357号より北側の遠方に立地していることから、影響範囲が遠方まで及ぶ高質ごみの排出ガス諸元を用いました。 また、風速は、地上高さ約39mで観測した風速データについて、煙突高さである59m相当の風速に補正しました。べき指数(P)は、「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年12月、公害研究対策センター)に記載のパスキル安定度階級に対して与えられる下表の値を用いています。</p> <table border="1" data-bbox="1077 1369 1861 1441"> <thead> <tr> <th>パスキル安定度</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>FとG</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P</td> <td>0.1</td> <td>0.15</td> <td>0.20</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.30</td> </tr> </tbody> </table>	パスキル安定度	A	B	C	D	E	FとG	P	0.1	0.15	0.20	0.25	0.25	0.30	
パスキル安定度	A	B	C	D	E	FとG													
P	0.1	0.15	0.20	0.25	0.25	0.30													

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
26	大気	拡散パラメータについて	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) p. 7-112、上部の拡散パラメータの式で「=」が抜けているのではないかと。ついでながら、p. 7-45、7-46の式中の記号と記号の説明が一致しない(添え字の誤記)。	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 上式が水平方向の拡散パラメータ、下式が鉛直方向の拡散パラメータを示しており、評価書において記載方法を修正します。また、7-45頁の弱風時の拡散式で Q_z は Q に、7-46頁の時間別平均排出量の記号で E_t は E_i に評価書において修正します。	添付資料⑥ 準備書の具体的な修正内容について
27	大気	ダウンウォッシュ時の煙突内径の記載について	(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見) ダウンウォッシュ時の煙突高さの低減を算定するBriggs式において、 D を「煙突内径」と明記しているが、ダウンウォッシュのメカニズムとしてはむしろ煙突の外形(出口の形状)の影響が大きいので、ここでは単に「煙突径」と表現しておく方がよい。	(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) ご指摘を踏まえ、準備書に記載しているBriggs式の記載について、「 D : 煙突頂部の内径」としている表記を「 D : 煙突径」に修正いたします。	
28	大気	バックグラウンド濃度について	(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見) 供用時の大気質濃度予測で用いたバックグラウンド値の設定に採用した大気測定局(印内、船橋南本町)について、いずれも、p. 7-115以降の分布図で示されている、当該施設の供用時に高濃度が予測された地区の直近に位置しており、現状でも既存清掃工場の影響を受けていると思われます。濃度予測結果は、新旧清掃工場の影響を共に含んだものになっていないでしょうか。新旧施設を同時に併用することはあるのでしょうか。併用がないなら、このことは予測環境濃度には安全側に働くので良いのですが、付加率は過小評価になります。付加率は、当該事業予定地のように、複数の発生源による	(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) バックグラウンド濃度は、一般環境大気測定局における現況の年平均濃度を用いており、既存の南部清掃工場の影響を受けた値となっています。新旧施設を同時に併用することもないことから、ご指摘のとおり、予測環境濃度は安全側の値、付加率は過小の値となっています。 そこで、ご意見を踏まえ、7-103頁のバックグラウンド濃度の設定及び7-114頁の予測結果について、添付資料のとおり修正します。	添付資料⑧ バックグラウンド濃度の設定及び付加率について

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考																																										
28 (続き)	大気	バックグラウンド濃度について	環境影響が輻射する場所では重要ではないでしょうか。バックグラウンド濃度の設定の過程および予測結果の解釈でその旨補足説明があった方が良いのではないのでしょうか。	(9ページ参照)																																											
29	水質	環境保全措置	(11月21日委員会での質疑・意見) 資料2のスライド19に、「工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地を抑制する」とあるが、どのようなことか。何のために検討を行うのか。	(11月21日委員会での回答) 一時的な広範囲の裸地化を防ぐというのは、裸地化の部分を小スペース毎に区切ったうえで工事を進めていくという考え方です。一時的に広範囲を裸地化して工事を進めると、濁水が発生しやすくなります。裸地化する部分を少なくしながら工事を順に進めていくことで、濁水を抑えるよう考えています。																																											
30	悪臭	排出口での規制基準について	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) ・P3-147表3-2.42(2)について 排出口における特定悪臭物質の規制基準について、現施設及び新施設についてそれぞれ示すこと。	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 悪臭防止法に基づく排出口における特定悪臭物質における規制基準は下表のとおりであり、評価書に記載します。 排出口における特定悪臭物質の規制基準 単位：m ³ /時 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>既存施設</th> <th>計画施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アンモニア</td><td>601.7</td><td>614.8</td></tr> <tr><td>硫化水素</td><td>12.0</td><td>12.3</td></tr> <tr><td>トリメチルアミン</td><td>3.0</td><td>3.1</td></tr> <tr><td>プロピオンアルデヒド</td><td>30.1</td><td>30.7</td></tr> <tr><td>ノルマルブチルアルデヒド</td><td>5.4</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>イソブチルアルデヒド</td><td>12.0</td><td>12.3</td></tr> <tr><td>ノルマルペンチルアルデヒド</td><td>5.4</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>イソペンチルアルデヒド</td><td>1.8</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>イソブタノール</td><td>541.5</td><td>553.3</td></tr> <tr><td>酢酸エチル</td><td>1,805.1</td><td>1,844.5</td></tr> <tr><td>メチルイソブチルケトン</td><td>601.7</td><td>614.8</td></tr> <tr><td>トルエン</td><td>6,016.9</td><td>6,148.3</td></tr> <tr><td>キシレン</td><td>601.7</td><td>614.8</td></tr> </tbody> </table> 注)計画施設の規制基準は、現時点の排ガス諸元に基づき算出した値である。	項目	既存施設	計画施設	アンモニア	601.7	614.8	硫化水素	12.0	12.3	トリメチルアミン	3.0	3.1	プロピオンアルデヒド	30.1	30.7	ノルマルブチルアルデヒド	5.4	5.5	イソブチルアルデヒド	12.0	12.3	ノルマルペンチルアルデヒド	5.4	5.5	イソペンチルアルデヒド	1.8	1.8	イソブタノール	541.5	553.3	酢酸エチル	1,805.1	1,844.5	メチルイソブチルケトン	601.7	614.8	トルエン	6,016.9	6,148.3	キシレン	601.7	614.8	
項目	既存施設	計画施設																																													
アンモニア	601.7	614.8																																													
硫化水素	12.0	12.3																																													
トリメチルアミン	3.0	3.1																																													
プロピオンアルデヒド	30.1	30.7																																													
ノルマルブチルアルデヒド	5.4	5.5																																													
イソブチルアルデヒド	12.0	12.3																																													
ノルマルペンチルアルデヒド	5.4	5.5																																													
イソペンチルアルデヒド	1.8	1.8																																													
イソブタノール	541.5	553.3																																													
酢酸エチル	1,805.1	1,844.5																																													
メチルイソブチルケトン	601.7	614.8																																													
トルエン	6,016.9	6,148.3																																													
キシレン	601.7	614.8																																													

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
31	悪臭	現地調査結果について	(10月17日委員会後に寄せられた質疑・意見) ・P7-220、表7-2-5.2について 地点1の臭気濃度14、臭気指数25という表記について、数値が正しいか確認すること。	(10月17日委員会後に寄せられた質疑・意見の回答) 確認したところ、臭気濃度25、臭気指数14の誤りでした。 評価書において正しい値に修正いたします。	
32	景観	予測結果について	(10月17日に寄せられた質疑・意見) 要約書のフォトモンタージュについても、縮小せずA3版とすべきである。	(10月17日委員会では未回答) 評価書の要約書を作成する際には、フォトモンタージュをA3版とします。	
33	景観	予測結果について	(10月17日に寄せられた質疑・意見) 三番瀬側から見た場合に既存施設に比べ計画施設のインパクトが大きく、また、安易に青を使うのもよくない。船橋市景観審議会にも相談の上、適切な指導がなされる必要がある。	(10月17日委員会での回答) DBO方式での事業となるため、デザインはあくまでも基本計画策定時に作ったものです。今後、事業者募集を行い、ご意見を踏まえて色等については関係課と相談し、景観に配慮した色になるようにしたいと思います。 海のそばで水色を使っている施設も多くあったので、水色を採用しております。	
				(10月17日委員会での回答の追加回答) 本施設のデザイン・色彩等については、本委員会でのご意見も参考にし、更に検討を進めます。最終的には、景観法に基づく届出が必要となる施設となるため、今後、事業者が決定した段階で関係課と協議し、景観に配慮した施設とします。	

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
34	景観	評価結果	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見) 建築物の外壁において、水色は不透明で水の色ではないため、水辺に調和しないばかりか、川や海の色を超える彩度を有している。 大きな壁面の処置については、マンセル値の YR 系統の落ち着いたものを使用した上で、色を複数使い、低層部に着彩するなどの処置を施すことが、一般的である。それによって、海辺の本来の自然色を引き立てる環境配慮が必要である。</p> <p>同様に「青色で環境配慮した」とした景観配慮の記載についても、検討すべきである。</p>	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) ご指摘を踏まえ、建築物の外壁における色彩を検討し、マンセル値を YR 系統の落ち着いたものとしたうえで、景観パース図を作成しました。 これを踏まえて各予測地点からのフォトモンタージュを修正し、それにもとづく予測・評価を行いました。また、環境配慮事項の記載についても、見直しを行いました。 なお、事業を進めるにあたっては、景観法・船橋市景観条例に基づき手続きを行い、関係課との協議等を行ってまいります。</p>	添付資料⑨ 建築物の色彩の再検討結果について
35	景観	調査・予測地点	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見) 眺望点の選定において、4ヶ所程度では少ない。 例えば、千葉県三番瀬再生会議で検討されている護岸計画等を踏まえ、もっとも至近距離となる港の予定付近の角の場所と、護岸の展望施設の設置場所も眺望点とすべきである。 また、浦安市からの眺望点についても、墓地公園付近の角からも別のアングルで、将来眺望されると考えられる。 煙突がもっとも良く見える場所など、景観上影響が多くなる場所を視点場として選び、その影響を極力低減するための考察が必要である。</p>	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) ご指摘を踏まえ、現地の状況を再踏査しました。千葉県三番瀬再生会議で検討されている護岸計画のうち、最も至近距離となる護岸部分は立入禁止となっており、護岸部に新たに整備された展望施設付近が市川市塩浜1丁目付近では最も適切な至近距離の視点場と位置付けられるものと考えます。また、墓地公園付近の護岸部の角付近については、浦安市域の別アングルとして視点場になるものと考えます。さらに、習志野市の茜浜緑道の突端部についても視点場に追加することが適切と考えました。 以上のことから、景観上影響が考えられる視点場として以下の地点を追加選定し、フォトモンタージュを作成しました。この結果をもとに、予測・評価と、その影響について極力低減するための検討を行い、その結果を評価書に記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・習志野市の茜浜緑道突端部 ・市川市塩浜1丁目に新たに整備された展望施設 ・浦安市の墓地公園付近の護岸部角付近 	添付資料⑩ 景観の追加予測地点について

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
36	景観	予測結果	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見) 清掃工場の至近距離においては、東西南北周囲のすべて視点場を取る必要がある。緑化状況も、環境影響の低減のため、上記の指摘に加えて、最低限、東西南北の歩道から、至近距離の敷地内緑化のフォトモンタージュにより、最適なのかどうかを確認できる必要がある。</p>	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 現在の南部清掃工場の敷地外周部には高木による植栽が施されており、東西南北周囲の至近距離においては、これらの樹木により視野が遮られている状況です。将来においても、敷地外周部に沿って緑地を確保する計画であり、同様な状況になるものと考えられます。また、周辺が主に工場や倉庫となっていることから、対象事業実施区域周辺の道路の歩行者は少ない状況です。 そこで、近景域で新工場が視認されるものと考えられる以下に示す視点場を追加選定し、フォトモンタージュを作成しました。この結果をもとに、予測・評価と、その影響について極力低減するための検討を行い、その結果を評価書に記載します。 ・主要道路である市道 09-001 号の対象事業実施区域の北西側の歩道上 ・対象事業実施区域の南東側の船橋海浜公園バス停付近 なお、緑化計画については詳細が決まっていないため、予測では現況と同程度の植栽を行うものとし、予測結果も踏まえて植栽樹種等の詳細な検討を行ってまいります。</p>	添付資料⑩ 景観の追加予測地点について
37	景観	予測結果	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見) 既存工場棟を撤去した後の場所は、どのような土地利用となるのか。北側の敷地の利用を明らかにする必要があり、その景観を含め、新工場の事業とセットで審議が必要である。</p>	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 将来の土地利用は、2-8 頁に記載のとおりであり、既存工場棟を撤去した後の場所は、駐車場等として利用する計画としております。 今後、詳細な検討を進めてまいります。将来の工場建替用地となることから、大規模な建築物等の設置は基本的に考えておりません。</p>	
38	触れ合い活動の場	予測結果	<p>(11月21日委員会での質疑・意見) 現在の三番瀬海浜公園の利用は潮干狩りの時期に集中しているとのことで、それを踏まえてデータが作られているが、海浜公園はこれから整備されるなど、今後利用の状況が変わるような予測はあるのか。</p>	<p>(11月21日委員会での回答) 現在、環境学習の場を想定して整備する予定があると聞いていますが、具体的にどのようなものを作るかは決定していません。 新しい建物を作るのではなく、既存の施設を利用することになると思います。構想では、屋外キャンプ場などがあがっています。</p>	

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
39	触れ合い活動の場	予測結果	<p>(11月21日委員会での質疑・意見) 三番瀬海浜公園へアクセスする交通と新工場へ出入りする車などが競合するかについてしか検討されておらず、車両が集中しなければ影響がないという評価となっている。 それだけでなく、通年的に環境学習などに利用者が訪れる場所になるという考え方でよいか。 人の出入りが急速に変わるということはないという予測でよいか。</p>	<p>(11月21日委員会での回答) 現段階では、どのような施設となるかは分かりませんが、新たな施設を建てて集客するというより、現在の施設の中で整備していくということになると思います。 (11月21日委員会での回答の追加回答) 車両以外の影響に対しては、工事中の粉じん、騒音、振動及び供用時の大気質、騒音、振動、景観の各項目の予測結果が環境保全目標を満足しており、また、各種環境保全措置を実施することから、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利便性及び快適性に変化を及ぼす影響は小さいものと予測しています。 なお、人の出入りについては、通年的な利用も考えられるものの、現在と同様に潮干狩りの時期に利用者が最も多くなると想定しております。</p>	
40	土壌	調査結果について	<p>(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) 要約書 P77 本編 7-235 砒素及びフッ素については、自然的原因との複合要因という記載があるが、どのようなデータからの結論か。</p>	<p>(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 砒素については、廃棄物層で1地点、その下層では全地点で溶出量基準超過が見られます。廃棄物層から下層に向かうほど、溶出量が下がる等といった傾向は見受けられません。また、砒素の第2溶出量基準は全地点・全層において、基準値超過はありませんでした。 ふっ素については、廃棄物層では溶出量基準超過は見られず、その下層で基準値超過が見受けられます。廃棄物層直下と地山部上部の溶出量の比較においては、どちらかの溶出量が大きい等の傾向は見受けられません。また、ふっ素の第2溶出量基準は、全地点・全層において基準超過はありませんでした。 以上のとおり、溶出量基準超過がみられたものの、廃棄物層に由来すると考えられる傾向がみられないこと、また、第2溶出量基準を超過するものではなく、この第2溶出量基準は土壌汚染対策法では汚染の自然由来の判断材料の1つとして用いられていることから、砒素・ふっ素の汚染については自然的要因の影響が強いと考えていますが、廃棄物層においてもこれらの物質が検出されていることから、自然的要因との複合要因として記載しました。</p>	添付資料⑤ 砒素及びふっ素の現地調査結果について

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
41	土壌	調査結果	(11月21日委員会での質疑・意見) 廃棄物層より下のほうが、数値が高くなっているとのことだったが、地山というのは、海底のことか。それとも、浚渫土等を入れて埋め立てた上に廃棄物を乗せているのか。海面の高さまで、どこから持ってきた土が入っているということか。	(11月21日委員会での回答) 後者です。一旦、埋め立てを行ったうえで、千葉県企業庁の土地を借用し、処分場を造成後に、ごみの埋め立てを行っています。	
42	土壌	地下水質のモニタリングについて	(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見) 「地下水質のモニタリングを行う」とあるが、これらの4本の井戸の深さ(ケーシング位置)は図7-2-6.6のどの砂質土層か。	(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 第一帯水層となる第一砂質土層となります。	
43	植物	環境保全措置について	(11月21日委員会での質疑・意見) 昆虫等の重要種も確認されておらず、三番瀬についても改変はないため、動植物については問題ない。 南部清掃工場では屋上緑化の計画はないか。屋上緑化と言っても、木を植えるようなものではなく、動物が利用できるような草原をつくることができたらよい。非公開でもよいので生き物が利用できるような場所を作ることが可能であれば行ってほしい。強い要望ではない。	(11月21日委員会での回答) 維持管理の問題から、屋上緑化については難しいところがあります。新規の北部清掃工場では、来場者が見学できるようになります。ただし、雨が降ったときや草が枯れたときに、排水溝がつまったり掃除が必要になったりするなどの維持管理が心配されます。南部清掃工場については、工場周辺の緑地だけで必要となる緑地率12%を確保することができますが、緑化について出来ることは行いたいと考えています。	
				(11月21日委員会での回答の追加回答) ご指摘を踏まえ、緑地の整備について、今後、詳細な計画を作成していく中で検討してまいります。	
44	廃棄物	埋設廃棄物の処理方法について	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) 要約書P81 下から2行 本編7-261埋設廃棄物は、廃棄物処理法に基づき適正に・・となっているが、具体的な処理などは決まっているか。	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) DBO方式での事業となり、埋設廃棄物の処理方法についても事業者提案による部分もあるため、具体的な処理方法についてはまだ決まっておりませんが、基本的には最終処分場で埋立処分をする想定をしております。	

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
45	廃棄物	建設廃棄物の処理方法について	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) 要約書 P112 本編 7-371 表中 紙くず → 最終処分場に埋立処分となっているが、「中間処理後」ではないのか。特管物も同様。	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 紙くずの処理の方法については、焼却処理後、最終処分場に埋立処分としております。また、特管物の処理の方法については、各特管物の性質に対応する中間処理を行った後、最終処分場に埋立処分としております。この内容については、評価書に反映します。	添付資料⑥ 準備書の具体的な修正内容について
46	廃棄物	建設廃棄物の処理方法について	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) 要約書 P113 本編 7-372 表中、本編「他所において再資源化」現段階での具体的なものか？内容などはどのように考えているか。	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 現在、既存施設からの焼却灰及び飛灰は、民間事業者に委託し、熔融処理によるスラグ化によって資源化を実施しております。計画施設においても、現在の熔融処理によるスラグ化を継続する予定です。	
47	廃棄物	予測結果	(11月21日委員会での質疑・意見) 埋設廃棄物は、一般廃棄物として処分するのか、産業廃棄物として処分するのか。	(11月21日委員会での回答) 埋設廃棄物の処分については、様々に判断ができる点であるため、船橋市の内部で確認を行っているところです。他自治体で埋設廃棄物を処分した事例では、産業廃棄物として処分したと聞いています。船橋市で検討を行い、一般廃棄物として扱う場合でも、産業廃棄物として扱う場合でも、適切に処理・処分してまいります。	
48	廃棄物	特別管理廃棄物について	(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見) 特別管理一般／産業廃棄物に該当する「廃棄物」は無いと解して良いか。つまり、溶出量をオーバーしているのはすべて「土壌」で、廃棄物として特別管理廃棄物に該当するものは無いか。無ければ、評価書でその旨を明らかにしてほしい。	(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 現在までの調査の結果においては、特別管理一般／産業廃棄物に該当する「廃棄物」はありません。なお、埋設廃棄物の搬出処理については必要な検査を実施し、特別管理廃棄物に該当する際には、廃棄物処理法に基づいて適正に処理します。この内容について、評価書に反映します。	
49	残土	残土の発生量について	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見) 要約書 P114 本編 7-375 残土量に埋立廃棄物は含むか。	(10月17日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答) 工事の実施による残土量は、埋設廃棄物を含めた値としております。	

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
50	残土	予測結果	(11月21日委員会での質疑・意見) 残土の中に埋設廃棄物を含んでいるというのは、分けて算出することが困難ということか。	(11月21日委員会での回答) そのとおりです。メーカーヒアリングを行い、メーカーを通してゼネコンにも質問しましたが、発注前である現段階において、詳細な数値を出すことは難しいという回答を得ています。	
51	残土・廃棄物	予測結果	(11月21日委員会での質疑・意見) 環境影響評価の中の廃棄物において、埋設廃棄物についての記述は含まれていないのか。 記述があったほうがいいのではないかと。検討いただきたい。	(11月21日委員会での回答) 現在は入っておりません。	添付資料⑩ 廃棄物の項目における埋設廃棄物の記載について
				(11月21日委員会での回答の追加回答) 埋設廃棄物の量を具体的に提示することは困難ですが、ご指摘を踏まえ、廃棄物の項目の中で埋設廃棄物に関する内容についても追記します。	
52	温室効果ガス等	予測結果	(11月21日委員会での質疑・意見) 温室効果ガスの排出量に間違いがあったようだが、検討内容の修正ではなく、数字の修正のみということによいか。	(11月21日委員会での回答) そのとおりです。	
53	その他	準備書の取り纏め方について	(10月17日委員会のために寄せられた質疑・意見) p.7-11~14の(1)~(5)はもっと効率的で理解もしやすいまとめ方を採用できないか。例えば(3)~(5)をまとめて「調査地点・調査手法・調査期間」とし、いたずらに①~④を繰り返さない方がよい。同様のことは「大気質-施工時-調査」だけでなく、全体にわたるが、特に大気質の部分に望まれる。	(10月17日委員会のために寄せられた質疑・意見の回答) 項目立てについては、「千葉県環境影響評価技術細目」(平成26年6月改正、千葉県)に示される内容や、これまでの環境影響評価事例を参考にしておりますが、評価書の取り纏めについては、いただいたご意見も踏まえ、わかりやすい内容となるよう検討します。	

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
54	その他	措置の取 り纏め方 について	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見)</p> <p>ここに挙げられている様々な措置のうち、「計画段階で配慮し、調査・予測に反映されている」ものと、「調査・予測の結果を受け、その対策として講じるもの」、「調査・予測の結果に反映されていないが、環境影響の更なる回避・低減のため行うもの」を、できれば区別して提示してください。</p>	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答)</p> <p>環境保全措置については、“計画段階で配慮し、調査及び予測に反映されている環境保全措置”、“調査及び予測の結果を受けてその対策として講じる環境保全措置”、“調査及び予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置”に区別のうえ提示します。</p>	添付資料⑫ 環境保全措置の 記載について
55	その他	評価につ いて	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見)</p> <p>第7章各節の「4. 評価」の「(2) 評価の結果」の①および②のタイトルが、それぞれ「検討の結果」ではなく、「検討する手法の評価結果」になっています。同様に内容も、特に①は、(1)-①と(2)-①を通して読むと、評価手法～評価結果の体をなしておらず、文意が不明です。当該4.の項は各節の結論であり、最も重要かつ丁寧な記述を要する部分と考えます。全面的な改訂が必要です。</p>	<p>(11月21日委員会の後に寄せられた質疑・意見の回答)</p> <p>「(2) 評価の結果」について、“環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法”を“環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法による評価の結果”に、“環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法”を“環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法による評価の結果”に修正します。</p> <p>また、環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法による評価については、ご指摘を踏まえ、添付資料のとおり修正します。</p>	添付資料⑬ 評価の記載につ いて

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
 これまでの質疑・意見に対する事業者見解

2. 環境影響評価手続き

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
1	手続	説明会	(10月17日に寄せられた質疑・意見) 住民説明会は台風が来た日ではないか。このような不慮の天候の場合は、もう1回開催する等の対応は行うのか。	(10月17日委員会での回答：事務局回答) 台風は、13日夜から14日にかけてであり、13日は電車等も通常運行していたため、不慮の天候ではなかったという状況です。	
2	手続	説明会	(10月17日に寄せられた質疑・意見) 三番瀬は、再生に市民が熱心に取り組んでいる場所であるが、1名の参加程度なのか。周知が十分だったか、把握できない。	(10月17日委員会では未回答) 住民説明会の周知については、船橋市のほか、関係地域である市川市、習志野市、浦安市のホームページへの掲載を依頼するとともに、船橋市、市川市、浦安市については、市の広報への掲載を行っております。	
3	手続	説明会の周知	(10月17日に寄せられた質疑・意見) 住民への周知について、関係市のホームページの、トップページに掲載するよう依頼しているか。 市民の情報を聞くためには、誰にでも目につくところに掲載するよう指導していただければと思う。	(10月17日委員会では未回答) 住民説明会の周知に係る関係各市のホームページでの公開状況は右記のとおりであり、ホームページへの掲載のほか、協力を得られた市の広報への掲載も行っております。	【船橋市】 掲載時にはトップページだが、他の新着掲載があると押し出される形でトップページではなくなる。 【市川市】 船橋市と同じ。 【習志野市】 船橋市と同じ。 【浦安市】 トップページへの掲載は無し。